103ネット 国家安全保障戦略について

敵基地攻撃論の憲法問題(国家安全保障 17 ~ 18 頁) 永山茂樹(東海大学)

1、現状認識

我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である。近年、我が国周辺では、超音速ミサイル兵器等のミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が飛脚的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されており、<u>我が国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっている。</u>こうした中、今後も、変則的な軌道で飛翔するミサイルなどに対応し得る技術開発を行うなど、ミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していく。

しかしながら、<u>弾道ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、</u> 今後、この脅威に対し、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応するこ とは難しくなりつつある。

このため、<u>相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を</u>防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。

①脅威の存在と内容

東アジアにおける軍拡競争

日本もまたその当事者であること (他国の軍拡を促す要因の一つ)。 しかしそれが日本に 対するミサイル攻撃の危険性を強めている、ということになるのか。 台湾をめぐる米中対 立のなかで、米国 (在日米軍基地・在日米軍・それを支援する自衛隊) に対する脅威?

②脅威への対応が難しくなりつつある、という認識

ミサイル防衛網構想の失敗

防衛白書 R4版 「現在、極超音速滑空兵器(HHypersonic Glide Vehicle GV)、多弾頭・機動弾頭を搭載する弾道ミサイル、高速化・長射程化した巡航ミサイル、ステルス化・マルチロール化した航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威は、複雑化・多様化の一途をたどっている。これらの経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するためには、ミサイル防衛にかかる各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、わが国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威についても同時対処できる総合ミサイル防空能力を強化していく必要がある。この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含めて共通化、合理化を図っていくこととしている。」

スタンド・オフ反撃の実現可能性? 当面、トマホークの購入

整備計画別表1「抜本的に許可された防衛力の目標と達成時期」

2027 年度までの 5 年感	おおむね 10 年後まで
●スタンド・オフ・ミサイルを実践的に運	●より先進的なスタンド・オフ・ミサイル
用する能力を獲得	を運用する能力を獲得
	●必要かつ十分な数量を確保
●極超音速兵器に対処する能力を強化	●広域防空能力を強化
●小型無人機 (UAV) に対処する能力を	●より効率的・効果的な無人機(UAV)
強化	対処能力を強化

③相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、反撃能力が必要という認識 反撃能力を保有することは、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐこと。相手国にたいして は、それを凌駕する第二次攻撃能力の保有を促すことになる。

際限のない軍拡競争

そこから抜けでる展望をまったく持たない(平和の戦略をもたない戦略) 改定三文書には、軍縮の視点がほとんどない

2、反撃能力の定義

この反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等によりる攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。

①武力行使の三要件に基づいたもの

「武力行使の三要件」自体の違憲性 憲法 9 条 2 項「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」は、武力行使をするための手段・法的権限の療法を否定する。→ 当然、それに基づいた反撃能力を行使することは違憲であり、その権限は憲法で認められない

②「必要最小限度の自衛の措置」 これは上限の設定になるか

基準として主観的なもの

ア 時間的な主観性 いつをもって、相手のミサイル攻撃が発生したとみるか (燃料の 注入、屹立、点火、発射、日本領域への侵入、日本への着地など)

イ 地理的な主観性 「相手の領域」は、相手基地なのか。それともより広い概念か。 だから戦略が「敵基地攻撃」といわず、「相手の領域」という表現を用いることに注意

ウ 反撃力の主観性 基地への道路やインフラもまた、必要最小限の攻撃対象か。周辺 住民への被害は、「コラテラル・ダメージ」として容認するか。

3、法的根拠

この反撃能力については、<u>1956年2月29日政府見解として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防護するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものである。</u>

①56答弁の説明

専守防衛論の二面性

法理(敵基地攻撃を容認)と政策(敵基地攻撃のための装備をもたない)の区別 安保戦略は、それを「できる・もつ」に一面化しようとするもの

5 6 答弁

法理として 敵基地攻撃を容認

政策として 敵基地攻撃をしない そのための兵器をもたない

専守防衛論のほんらいの二面性

わたしたちが誤解する専守防衛 「自衛隊はもっぱら、日本を侵略する敵国軍隊を、日本の領域内で撃退する。相手国で敵国軍隊と交戦することは禁止されている」

56答弁は、このような(誤解された)軍事的消極的な専守防衛とは異なる、軍事的積極的な「専守防衛」論として誕生したこと

②56答弁の法規範性

「装備をもたない」論は「たんなる政策」なのか

「もたない」という意思を政府自身が、67年間継続したこと=「もたない」の規範化 この規範を改めるためには、それなりの手順が必要のはず

4、集団的自衛権との関係

この政府見解は、2015年の平和安全法制に際して示された武力の 行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるもの であり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要 件を満たす場合に行使し得るものである。

①集団的自衛権 としての武力行使

「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、 14年7月 閣議決定 これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から 覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を 守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使すること」

アメリカに対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命など が覆される明白な危険(限定的な集団的自衛権)

②9条改憲との関連

かりに9条改憲で、憲法に自衛権が明記された場合 フルスペックの集団的自衛権行使を 正当化するものになりうる

③56答弁との関連

個別的自衛権のみを前提としていた56答弁

集団的自衛権を想定したものではない 集団的自衛権を前提とした敵地攻撃論は、いつ成 立したのか? いつのまに

5 6 答弁

1 4 年閣議

改定三文書

個別的自衛権を前提に 個別的自衛権+ した敵基地攻撃論

限定的集団的自衛権

個別的自衛権+ 限定的集団的自衛権 としての敵基地攻撃

「なぜ集団的自衛権の行使(核兵器をもつ世界最大の軍事国家の防衛のため)において、 敵基地攻撃が必要なのか」の理由はわからない

5、先制攻撃との関係

この反撃能力は、<u>憲法及び国際法の範囲内で専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、</u>武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。

憲法9条1項 侵略戦争の放棄(通説・政府解釈)→ 先制攻撃の違憲性

①法理としての(?) 先制攻撃の否定 「武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されない」

②実態としての (?) 先制攻撃 = <u>事実上の</u>先制攻撃 2 (2) ア 時間的な主観性の問題 先制攻撃と紙一重の敵基地攻撃 4 集団的自衛権としての敵基地攻撃 アメリカとの交戦において日本が敵基地攻撃をすること、(しかも) アメリカの安保戦略は、先制攻撃を否定しない。 先制攻撃を可能にする兵器の保有 (スタンド・オフ防衛能力等)

永山「実質改憲としての安保三文書改定」法と民主主義 2022 年 10 月号 永山「安保三文書の改定と大軍拡予算は、実質的な改憲である」前衛 2023 年 3 月号 (予)